

# 那須ハイランド山荘会規約

## 第1条（名称）

当会は那須ハイランド山荘会という。

## 第2条（目的）

当会は以下の各項目の実現を通じて、会員の山荘ライフが維持及び改善されることが、安全で安心なコミュニティーを形成するとともに会員相互の親睦を深めることを目的とする。

- 1 会員所有に係る土地・建物の点検・管理・補修その他の諸サービスが円滑に遂行されること。
- 2 藤和那須ハイランド（以下那須ハイランド）区域内道路・水道・景観等を含め、全体の環境が良好に保たれること。
- 3 ①、②のための対価は適正なものであること。
- 4 防災に強い那須ハイランドにするための活動を行うこと
- 5 勉強会、情報交換会、親睦会などの企画、提案及びネットワーク構築に務めること

## 第3条（会員）

- 6 当会は那須ハイランド区域内に、建物を所有する個人及び法人（藤和那須リゾート(株)  
（以下那須リゾート）を除く）の内、当会の目的に賛同する者を会員とする。
- 7 会員の入退会は自由とする。新たに入会する者は、その旨を理事長に届ける。

## 第4条（総会）

- 1 当会は年1回定例総会を開催する他、必要に応じて理事長が招集する。
- 2 総会は委任状を含め、全員の半数以上の出席を以って成立し、出席者全員の過半数で議決する。可否同数の時は議長の決するところによる。
- 3 委任状の提出が無く且つ総会を欠席した会員の議決権は議長に委任されたものとする。
- 4 総会においては、次の報告を行う。
  - 1、 理事会の活動状況
  - 2、 会の財務状況
- 5 総会においては、次の事項を議決する。
  - 1、 規約の変更
  - 2、 理事・監事の選任

## 第5条（役員・理事会）

- 1 総会においては、理事および監事若干名を選出する。理事・監事の任期は2年とし、重任を妨げない。
- 2 理事の互選により理事長を選任する。
- 3 理事長は当会を代表し、総会の議長となる。
- 4 理事長に事故ある時は、予め定めた順序により理事が代行する。
- 5 理事会は書面によるものを含め、理事の過半数の出席を以って成立し、出席者の過半数で議決する。可否同数の時は理事長の決するところによる。

## 第6条（年度）

当会の年度は、8月1日より翌年7月31日までとする。

## 第7条（会費）

第2条の目的を達成するために必要な経費に充てるために会員は年会費300円を納入する。会費は総会の議決により変更を行う。

第8条（事務処理）

- 1 通信連絡等事務処理は、那須リゾートに委託し、実費および手数料を支払う。
- 2 会費の徴収も同様とする。

以上

修正履歴

平成17年8月28日 制定

平成18年8月26日 一部改正

平成24年8月25日 一部改正

令和7年9月17日 第2条、第6条、第7条の改正